

さいたま市告示第1303号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和7年8月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市浦和区元町三丁目11番1、11番2、11番3、11番4、11番5、11番6、
12番1、12番2、12番3、12番4、12番5、12番6、12番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目26番11号
一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

3 許可番号

令和7年7月10日

第 変 - S 2 0 2 3 0 1 6 号

4 検査済証番号

令和7年8月5日

第 完 - S 2 0 2 3 0 1 6 号